

全国高等学校長協会特別支援学校部会規約

第1章 総 則

第1条 本会は全国高等学校長協会規約第6条による特別支援教育を主とする部会で事務所は理事長の指定する場所におく。

第2条 本会は協会の趣旨に則り、特別支援教育の振興を図ることを目的とし次の事業を行う。

- 1 教育上の調査研究並びに特別支援教育への世論喚起
- 2 特別支援教育の振興に関する建議又は意見の開陳
- 3 関係団体との連絡提携
- 4 その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び役員

第3条 本会の会員は次の2種とする。

- 1 正会員 現に高等部をおく特別支援学校の校長もしくはこれに準ずる者
- 2 特別会員 嘗て正会員であった者で引き続き会員となることを申し出た者

第4条 本会に次の役員をおく

- 1 理事長 1名
理事会において選出し本会を代表する。
- 2 副理事長 4名
理事会において選出し理事長を補佐するとともに理事長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事 若干名
学校種別の会員の互選とし理事会を組織し会務を執行する。
- 4 監事 2名
総会において選出し会計を監査する。

第5条 本会の会員の任期は1年とし再任を妨げない。但し補欠により選出された者は前任者の残任期間とする。

第6条 本会に顧問若干名をおくことができる。

第3章 会 議

第7条 本会は毎年1回総会を開く。

理事会において必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第8条 理事会は必要に応じそのつど開催する。

第9条 理事会の議長は理事長が、総会の議長は会員の中から選出する。

第10条 総会で協議する事項は次の通りである。

- 1 予算決算及び会務に関すること
- 2 本会の事業に関すること
- 3 その他重要な事項

第11条 総会及び理事会の決議は出席者の過半数による。

第4章 会 計

第12条 会費は1校につき1年2,000円とする。但し必要により臨時会費を徴収することができる。

第13条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第5章 委 員 会

第14条 本会に次の委員会をおく。

- 1 視覚障害教育委員会
- 2 聴覚障害教育委員会
- 3 知的障害教育委員会
- 4 肢体不自由教育委員会
- 5 病弱教育委員会

第15条 委員会の運営については別に定める事項による。

第6章 附 則

第16条 全国高等学校長協会常務理事は理事長及び副理事長のうちよりこれにあたる。

第17条 この規約に規定する役員選出等については別に定める細則による。

第18条 この規約は昭和51年4月1日からこれを施行する。

平成19年4月1日一部改正。

平成22年4月1日一部改正